

一般社団法人日本精米工業会

精米H A C C P 認定規程



精米HACCP認定規程

制 定 2016年 3月16日

改 定 2017年10月27日

改 定 2023年 7月 1日

第一章 総 則

第1条 目 的

一般社団法人日本精米工業会（以下「精米工」という）は、精米HACCP認定に関する規程を定め、認定基準に合致した、コーデックスガイドラインに示された7原則12手順に沿ったHACCP手法に基づいた食品安全・品質管理・衛生管理・食品防御等に関する取組みを行っていることに対して認定することにより、製品精米の品質と安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条 定 義

この規程に用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 事業者とは、精米の製造等を行う者をいう。
- 2 認定とは、事業者からの申請に基づき、この規程に定める審査を行い、認定基準に合致した、コーデックスガイドラインに示された7原則12手順に沿ったHACCP手法に基づいた食品安全・品質管理・衛生管理・食品防御等に関する取組みを行っていることに対して認定することをいう。

第3条 責務及び役割

この規程において、精米工及び事業者の責務及び役割は、以下のとおりとする。

- 1 精米工は、この規程の適正な運用及びその普及に努めること。また、公平、公正な認定業務を行い、審査の信頼性の確保に努めること。
- 2 認定を受けた事業者は、精米HACCP認定基準を遵守すると共に、コーデックスガイドラインに示された7原則12手順に沿ったHACCP手法に基づいた食品安全・品質管理・衛生管理・食品防御等に関する取組みの継続的な維持向上を図ること。

第二章 認 定

第4条 食品の種類

認定の対象食品は、精米とする。

第5条 精米HACCPに関する文書

- 1 精米HACCPに関する文書は、別に定める「精米HACCP規格」で行うものとする。
- 2 認定の申請をする事業者は、精米HACCPに関する文書を自ら定めなければならない。
- 3 認定の申請をする事業者は、精米HACCPに関する文書を作成し、保存しなければならない。
- 4 精米HACCPに関する文書は、従業員等に周知しなければならない。
- 5 3の精米HACCPに関する文書は、精米工程の変更等があった場合は、必要に応じて更新すること。

第6条 認定の基準

認定の基準は、別に定める「精米HACCP認定基準」で行うものとする。

第7条 認定の申請

認定の申請をする事業者は、高度化計画申請書（別紙1）と精米HACCPに関する文書を添えて、精米工に提出しなければならない。

第8条 認定の審査の実施

- 1 精米工は、申請書を受理した時は、受理順序により認定審査を行う日を定めると共に、精米工は、担当する審査員を決定し、審査に関する必要な事項を申請者に通知し、これらを高度化計画認定台帳（様式第1号）に記載する。
- 2 審査員は、精米HACCP認定基準に従って、書類審査及び必要に応じて現地審査を実施する。
- 3 審査員は、前項により審査を修了した後、認定審査会委員長に高度化計画認定審査報告書（様式第2号）を提出し、委員長は、認定審査会を招集し、認定の可否を決定する。
- 4 精米工は、認定審査会の決定に従い認定した場合は、高度化計画認定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知する。なお、認定しなかった場合は、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

- 5 審査員は、所属企業と利害関係を有する者からの申請について、審査に参加することが出来ないものとする。

第9条 認定書の交付等

- 1 事業者は、施設及び体制の整備が完了した場合、高度化計画完了報告書（様式第4号）を精米工に提出するものとする。
- 2 精米工は、認定を決定した事業者に対し、精米HACCP認定書（別紙2）を交付するものとする。
- 3 認定を受けた事業者が交付された精米HACCP認定書を紛失又はき損した時は、精米HACCP認定書再交付申請書（別紙3）により、精米工に再交付の申請をしなければならない。
- 4 精米工は、3により再交付の申請をした事業者に対し、認定書を再交付するものとする。
- 5 認定書の紛失により4の再交付を受けた事業者は、紛失した認定書を発見した時は、発見した認定書を精米工に返納しなければならない。

第10条 精米HACCPに関する文書の変更の申請

認定を受けた事業者が精米HACCPに関する文書の内容を変更する時は、精米HACCPに関する文書の変更申請書（別紙4）をもって、変更した精米HACCPの認定を精米工に申請しなければならない。

第11条 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定の日から1年間とする。

第12条 認定の取消し

- 1 精米工は、認定した事業者が次のいずれかに該当する場合は、その認定を取消することができる。
 - (1) 申請内容等に虚偽もしくは申請のない変更が判明し、改善を求めても、なお改善されない時
 - (2) 認定基準の不履行又は精米HACCPに関する活動に重大な不備が判明し、相当の期間を定めて、改善を求めても、なお改善されない時
 - (3) 認定を受けた事業者が認定に関する虚偽又は誇大な表示及び広告を行い、改善を求めても、なお改善されない時
- 2 精米工が1により認定を取消す時は、事業者に精米HACCP認定取消書（別紙5）を交付するものとする。

- 3 認定を受けた事業者が2により認定を取消された時は、認定書を精米工に返納しなければならない。

第13条 認定の辞退等

認定を受けた事業者は、次のいずれかに該当する場合は、精米HACCP認定辞退届（別紙6）に認定書を添えて、精米工に届け出なければならない。

- 1 自ら認定を辞退しようとする時
- 2 認定を受けた精米工場を廃業又は廃止した時

第14条 申請事項の変更の届出

認定を受けた事業者は、以下の事項を変更した時は、名称等の変更届（別紙7）に変更内容を確認できる書類を精米工に届け出なければならない。

- 1 認定を受けた事業者の住所（主たる事務所の所在地）
- 2 認定を受けた事業者の氏名（名称の氏名）
- 3 認定に係る本部又は精米工場の所在地
- 4 認定に係る施設の名称、屋号又は商号

第15条 認定の継続維持の申請

- 1 認定を受けた事業者が認定の有効期間満了に際し引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間が満了する日の2ヶ月前までに、精米HACCP継続維持審査申請書（別紙8）に、精米HACCPに関する文書の写しを添えて、精米工に申請しなければならない。
- 2 1の申請であって、現に受けている認定に係る精米HACCPに関する文書の内容に変更がない場合は、精米HACCPに関する文書の添付は省略することができる。
- 3 精米工は、継続維持を決定した事業者に対し、精米HACCP認定書（別紙2）を交付するものとする。

第16条 手数料

- 1 申請した事業者は、精米HACCP認定のいずれについて、次に掲げる認定手数料等を納付しなければならない。

（1）精米HACCP認定の手数料は、

会 員	100,000円（消費税別）	
会員以外の者	250,000円（消費税別）	とする。

(2) 継続維持審査の手数料は、

会 員 100,000円 (消費税別)

会員以外の者 250,000円 (消費税別) とする。

- 2 認定手数料は、申請書に現金を添えて納入するものとする。都合により銀行振込を利用することができる。
- 3 納入された手数料は、特別の事由がない限り返還しないものとする。
- 4 申請者は審査員の手数料の他に現地調査に係る費用を負担しなければならない。

第17条 認定マークの使用

- 1 別に定める「精米HACCP認定マーク表示基準」に基づき、認定を受けた事業者は製品精米等に認定マークを使用することができる。
- 2 認定マークを表示できる期間は、事業者が認定を受けている期間とする。

第三章 審査員

第18条 審査員の要件

審査員は、HACCP専門講師養成講習会等を修了した者又はHACCPシステムについて専門的知識を有すると会長が認める者であって、精米HACCP認定業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者をもってあてる。

第19条 審査の業務

審査員は、認定申請のあった精米工場が精米HACCP認定基準に適合しているかの審査、精米HACCPの実施状況の点検、その他必要な業務を行うものとする。

第20条 機密保持

審査員は、業務を公正かつ適確に行うと共に、認定の審査に関し知得した業務上の機密を漏らしてはならない。

第21条 審査員の配置

- 1 精米工は、審査員3名以上からなる認定審査会を組織し、委員長を決定する。
- 2 審査員の半数以上は、会員以外の者とする。

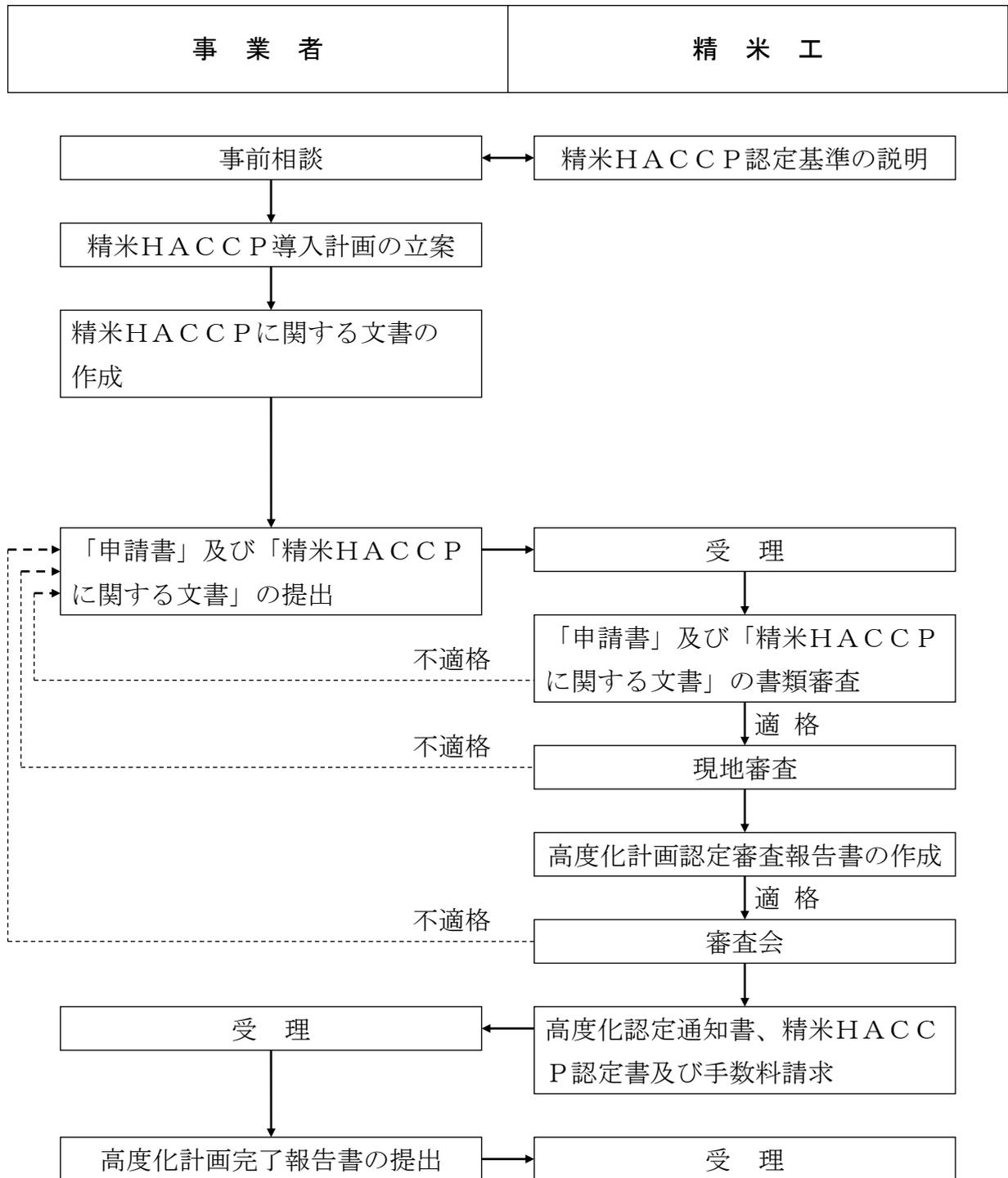
附 則

この規程は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）の指定認定機関に指定された日（2016年3月31日）から施行する。

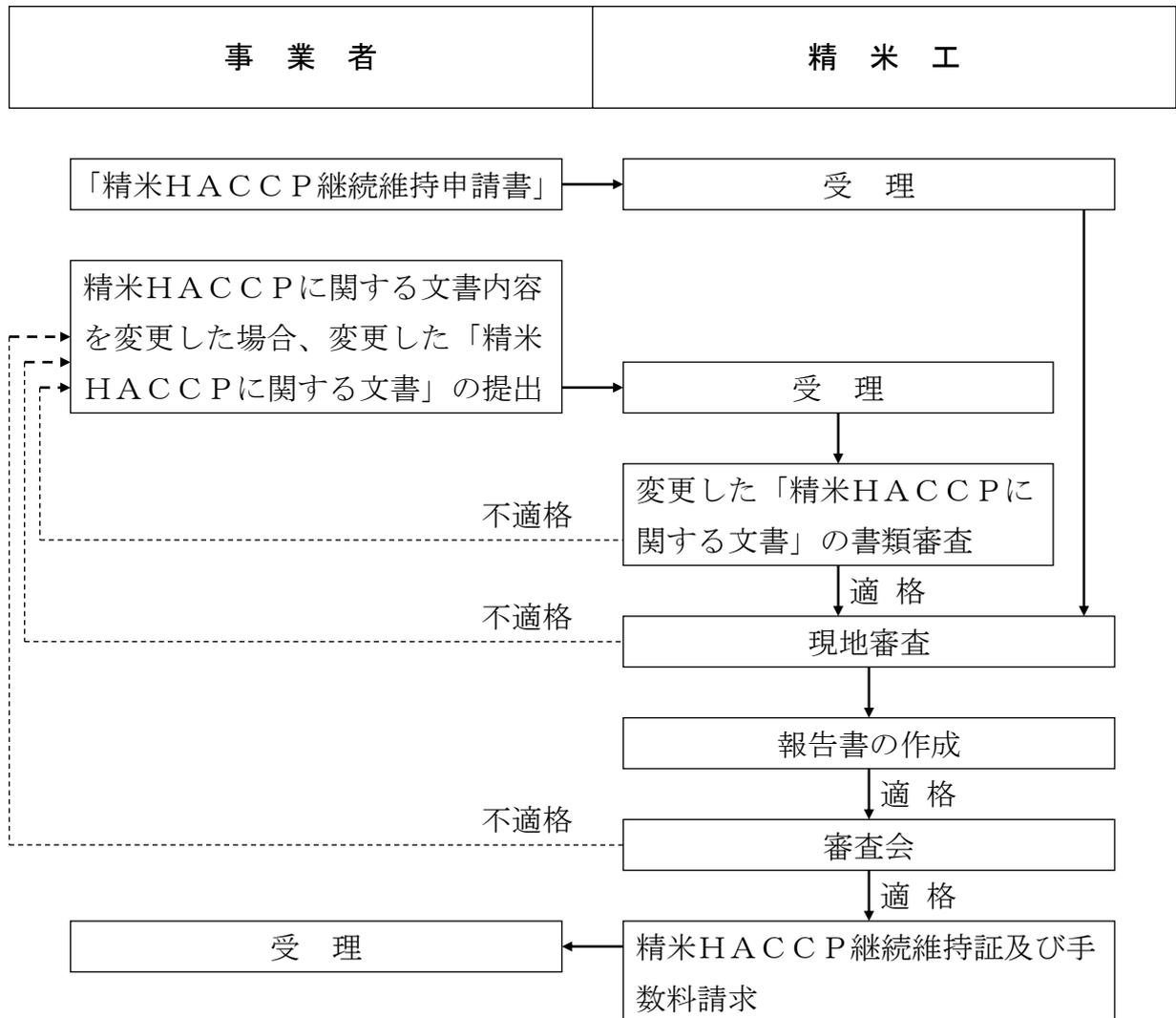
附 則（2023年7月1日改定）

1. 第一章第1乃至第3につき、第1条乃至第3条とする。
2. 第二章第4乃至第6につき、第4条乃至第6条とする。
3. 第二章第7を第7条とし、一行目の「の正本1部、副本1部」を削除
4. 第二章第8を第8条とし、第3項の（様式第3号）を（様式第2号）に、第4項の（様式第5号）を（様式第3号）とする。
5. 第二章第9を第9条とし、第1項の（様式第7号）を（様式第4号）に、第2項は削除、第3項乃至第6項を第2項乃至第5項とする。
6. 第二章第10乃至第15につき、第10条乃至第15条とする。
7. 第二章第16を第16条とし、第1項（1）の「ただし」以降を削除
8. 第二章乃至第三章の第17乃至第21につき、第17条乃至第21条とする。

「精米HACCP認定業務」フロー図



「精米HACCP継続維持業務」フロー図



別紙 1

高度化計画申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本精米工業会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〔 法人にあっては、その
氏 名 〔 名称及び代表者の氏名 〕 ㊞

精米HACCP認定規程第7条の規定に基づき、下記の高度化計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 対象となる施設の所在地
2. 製造過程の管理の高度化の目標
3. 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

精米HACCP認定書

申 請 者 殿

貴工場は、精米HACCP認定基準を達成していることを証する

1. 事業所名
2. 所在地
3. 認定番号
4. 認定日
5. 認定期間
6. 対象品目

一般社団法人日本精米工業会

別紙 3

精米HACCP認定書再交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本精米工業会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〔 法人にあつては、その
氏 名 〔 名称及び代表者の氏名 〕 ㊞

精米HACCP認定規程第9条第3項の規定に基づき、下記の通り精米HACCP認定書の再交付を申請します。

記

1. 工場名
2. 住 所
3. 電話番号
4. 担当者氏名
5. 担当部署
6. 再交付の理由

別紙 4

精米HACCPに関する文書の変更申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本精米工業会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〔 法人にあつては、その
氏 名 〔 名称及び代表者の氏名 〕 ㊞

精米HACCP認定規程第10条の規定に基づき、精米HACCPに関する文書について、内容を変更したいので、別紙を添えて申請します。

記

1. 工場名
2. 住 所
3. 電話番号
4. 担当者氏名
5. 担当部署
6. 変更しようとする内容

精米HACCP認定取消書

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 (法人にあつては、その
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

一般社団法人日本精米工業会
会 長 〇 〇 〇 〇 印

精米HACCP認定規程第12条の2項の規定に基づき、下記工場の認定を取消します。

記

1. 工場名
2. 住 所
3. 電話番号
4. 担当者氏名
5. 担当部署
6. 認定取消日
7. 認定を取消した理由

精米HACCP認定辞退届

〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本精米工業会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〔 法人にあつては、その
氏 名 〔 名称及び代表者の氏名 〕 ㊞

精米HACCP認定規程第13条の規定に基づき、下記工場の認定を辞退します。

記

1. 工場名
2. 住 所
3. 電話番号
4. 担当者氏名
5. 担当部署
6. 認定辞退届日
7. 認定を辞退する理由

名称等の変更届

〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本精米工業会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〔 法人にあっては、その
氏 名 〔 名称及び代表者の氏名 〕 ㊞

精米HACCP認定規程第14条の規定に基づき、申請内容に変更がありましたので、
届け出ます。

記

1. 工場名
2. 住 所
3. 電話番号
4. 担当者氏名
5. 担当部署
6. 変更内容
 変更事項：
 変 更 前：
 変 更 後：
7. 変更年月日

※添付書類

変更内容を確認できる書類

精米HACCP継続維持審査申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本精米工業会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〔 法人にあつては、その
氏 名 〔 名称及び代表者の氏名 〕 ㊞

精米HACCP認定規程第15条の規定に基づき、継続維持審査を行いたいので申請
します。

記

1. 工場名
2. 所在地
3. 担当者
4. 審査希望日

高度化計画認定審査報告書

1. 審査員名

2. 会社名

工場名：

住所：

電話番号：

担当者名：

担当部署：

対象品目：

3. 審査結果

(1) 製造過程の管理の高度化の目標

(2) 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

ア 製造過程

イ 製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備に関する計画

ウ 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備に関する計画

総合判定結果

〇〇年〇〇月〇〇日 認定審査会委員長 〇 〇 〇 〇 印

様式第3号

高度化計画認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日

住所
氏名

〔 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕

一般社団法人日本精米工業会
会 長 〇 〇 〇 〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあつた表記の件について、精米HACCP認定規程第8条第4項の規定により認定したので、下記の通り通知します。

記

対象となる施設の所在地及び認定番号

1. 事業所名
2. 所在地
3. 認定日
4. 認定番号

高度化計画完了報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本精米工業会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〔 法人にあっては、その
氏 名 〔 名称及び代表者の氏名 〕 ㊦

〇〇年〇〇月〇〇日に認定を受けた高度化計画について、完了したので報告します。

記

1. 対象となる施設の所在地及び認定番号
2. 完了年月日
3. 製造過程の管理の高度化の内容
 - (1) 製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備に関する計画
 - ① HACCPチームの編成
 - ② 製品についての記述
 - ③ 意図する用途の特定
 - ④ 製造工程一覧図（フローダイヤグラム）の作成
 - ⑤ 製造工程一覧図の現場での確認
 - ⑥ ハザード（危害要因）の分析
 - ⑦ 重要管理点（CCP）の決定
 - ⑧ 管理基準の設定
 - ⑨ モニタリング方法の設定
 - ⑩ 改善措置の設定
 - ⑪ 検証方法の設定
 - ⑫ 文書化及び記録の保持
 - (2) 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備に関する計画